

# 障害福祉サービスって、 自治体で違うの？



障害のある方が利用するサービスには、居宅介護やグループホーム、障害者支援施設などいろいろなサービスがありますが、事業者はよりよいサービスを提供するためにそれぞれ工夫をしています。

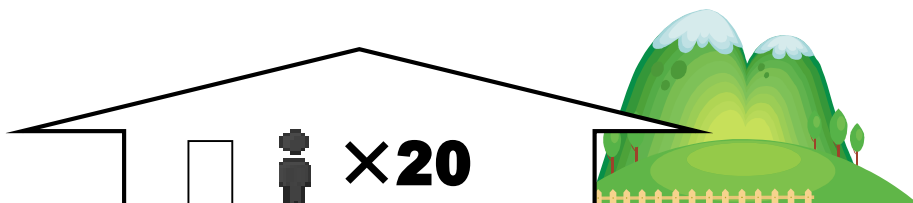
でも、どのサービスにも、守らなければならないルール（基準）があります。以前は、国が全国どこでも同じルールを決めていましたが、地方分権改革によって、自治体が自分でルールを新しく作ることができるようになりました。

このパンフレットでは、自治体で作ったルールのうち、特色のあるルールを紹介します。

## いろいろな地域でサービスを受けられるようにしよう！

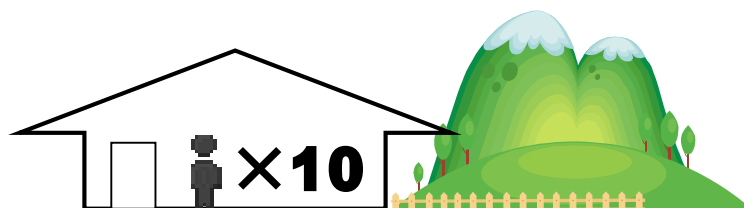
障害福祉サービスを利用したいのに、近くに事業所のない地域がまだまだあります。その理由の1つとして、利用定員の問題があります。

国の基準では、定員を20人以上とし、それに見合った職員や設備を用意しないとイケないサービスがあります。だから、過疎地域のように利用者の数が少ないところでは、事業者の負担が重くなってサービスの提供が難しいため、事業所の開設がなかなか進みませんでした。



そこで、兵庫県では、必要な定員を10人に減らして、小規模でも事業所を作れるようにしました。その結果、事業所の数が増えてきています。

障害のある方が身近なところでサービスを利用しやすいような環境に一步一步近づいています。(法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(兵庫県))



## 自立をもっとサポートしよう！

障害のある方が働くことをサポートするためにいろいろなサービスがあります。その1つに、障害のある方に働く機会を提供したり、必要な訓練などの支援をするサービスがあります。そこでは、障害者の方に工賃が支払われますが、その水準はそれほど高くありません。

### 障害者の方の経済的自立のために・・・

国の基準では、事業者は、工賃の水準を高めるようにしなければならないことになっています。

### さらに高知県では・・・

条例で、障害者の方の工賃について、知事が策定する工賃向上計画に定める額以上とすることを目標にするよう事業者に求めています。

(高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例)



## 安全が大事!

いったん災害が発生してしまうと、災害弱者である障害のある方は、生命に危険が及ぶような被害を受ける場合もあります。それを防ぐためには、日頃から、災害に十分に備えておくことが大事です。

### 国の基準では・・・

国のルールでは、災害時の避難や誘導の計画を作ったり、定期的に避難訓練を行うよう事業者には義務付けています。



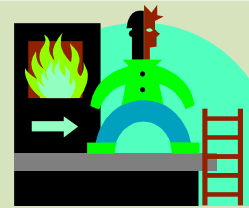
### もっと安全な仕組みを作るために・・・

多くの自治体では、さらに、地震や津波、火災など災害の種類に応じてそれぞれ対応計画を作るよう義務付けています。また、栃木県では、それらの計画を定期的に検証することを義務付けています。  
(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（栃木県）)

### こんな備えもあります

大分県では、夜間又は夜間を想定した避難訓練を行うことを義務付けています。

(指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（大分県）)



## 地域と交流しよう!

障害のある方と地域住民との交流は、障害に関する理解を深めるためにも大事なことです。そこで、地域との交流を促進するため、国の基準のほかに、独自のルールを決めている自治体があります。

### 国の基準では・・・

事業者は、地域との交流に努めなければならないことになっています。

さらに  
自治体  
では

◎徳島県では、事業所や施設の一部を地域との交流のために使用することができるようになっています。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（徳島県）)

◎熊本県では、利用者が地域住民と交流できる機会を確保するよう求めています。

(熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例)

◎長野県では、障害者支援施設に対して、利用者が社会参加するため、必要な情報の提供その他の支援を行うように努めることを求めています。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（長野県）)



掲載した基準は、自治体が独自に設定した基準の一例です。

地域に合ったルールを自治体で独自に作れるようになったのは  
・・・「**地方分権改革**」の成果です。

### そもそも、地方分権改革ってどんなこと？

近年では、個人の価値観や、行政ニーズが多様化したため、今までのように国が全国一律にまとめて対応する方法では、住民の皆さんの要望に応えることが難しくなり、地域の実情に応じた、きめ細やかな対応が必要になってきました。

そのため、より多くのことが、国ではなく自治体において、地域の住民の方々の意思を反映して決定できる「地方分権改革」が進められるようになったのです。

### どんなことに取り組んでるの？

○今まで法律などで決められていた基準について、自治体が、国が示す基準を参考にするなどして、自分で基準を決められるようにする。

⇒自治体では、地域の状況などを考慮して、住民や専門家の意見も聞きながら、適切な基準を定めます。その結果、国の基準で大丈夫と判断する自治体もありますし、国とは違う基準が必要と判断するところもあります。

○国が行っている事務や権限を自治体に移譲したり、都道府県が行っている事務や権限を市町村に移譲する。

…などがあります。

### 私たちの意見を反映するにはどうしたらいいの？

お住まいの自治体に直接相談したり、問い合わせすることができます。

また、自治体が基準を決めたり、直したりするときは、条例などを作ります。

条例を決めるときには、パブリックコメント（住民の皆さんの意見の募集）が行われることが多いので、そこに意見を出すこともできます。

### 地方分権改革についてご質問があれば、こちらへどうぞ。

全国知事会 調査第一部（地方分権改革推進本部）

東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館6階

電話 03-5212-9206 FAX 03-5210-2020 E-MAIL [bunken-07@nga.gr.jp](mailto:bunken-07@nga.gr.jp)

ホームページ <http://www.bunken.nga.gr.jp/kouhou/index.html>